## 「第97回東京インターナショナル・ギフト・ショー春2024」展示ブース設営装飾業務仕様書

## 1. 業務名

「第97回東京インターナショナル・ギフト・ショー春2024」展示ブース装飾業務

## 2. 履行期間

契約日から令和6年2月29日(木)

## 3. 展示期間

令和6年2月6日(火)~8日(木) 10時~18時(最終日は17時まで) <設営・搬入:2月5日 搬出・撤収:2月8日>

## 4. 会場

東京ビッグサイト(東展示棟4・5ホール)(東京都江東区有明3-11-1) 「伝統とModernの日本ブランドフェア」(以下「NBフェア」という。)コーナー内 ※詳細については、https://www.giftshow.co.jp/tigs/97tigs/を参照のこと。

## 5. スペース

8 小間 (1 小間 W3.0m×D3.0m) ※会場内における小間位置については、別途通知する。

## 6. 出展形態

- (1)5社による共同出展
- (2)「sakai kitchen 〈堺キッチン〉(伝統産業ブランド創出促進事業)認定製品」(以下「堺キッチン」という。)の PR コーナー

# 7. 業務内容

- (1) レイアウト・デザイン
  - ①レイアウト
    - ・各出展者の製品・イメージにふさわしく、一体感のあるレイアウトとすること。
    - ・ブース全体として、空間を有効活用したブースレイアウトとすること。
    - ・共同出展を強調できる共通的な装飾とし、それぞれ必要な出展者の展示スペースを確保 すること。
    - ・ 導線・ 商談スペースを確保し、 来場者が立ち寄りやすく、 商談しやすいレイアウトとする こと。
    - ・デッドスペース等を利用して、商品、手荷物等のストックスペースを確保すること。 (ストックスペースはラック等を用意、設置する等で、空間を有効活用すること。なお、 ラック等は受注者で準備すること。)
  - ②デザイン・装飾
    - (ア) デザイン

- ・NBフェア及び各出展者の製品イメージにふさわしい色彩・デザインとすること。
- サイン等をアイキャッチにして堺ブースへの誘導を図るデザインとすること。

#### <サイン類>

堺及び各出展者(5社)サインを指定のロゴ等を使用して製作すること。ロゴがない場合は、堺ブースあるいはNBフェアに適したサインをデザイン・製作すること(指定のロゴデータについては契約後に送付)。

## (イ) 壁工事

・来場者が立ち寄りやすいよう外部からブース内が見渡せるようにすること。

#### (ウ) 床工事

・ブース内は全面パンチカーペット敷きとし、色彩は、全体イメージと統一感のあるもの を使用すること。

#### (エ) 電気工事

# <照明>

全体:他ブースと比べて沈みこまないように十分な明度を確保すること。

個別:スポットライト等で各サイン、商品や展示対象物、什器等を効果的にアピールで きるようにすること。

#### <コンセント>

各出展者のブース (5 社)、堺キッチンの PR コーナーで使用するため、十分な配線工事、コンセントの確保を行うこと。

## ③ブース設営

## (ア) 各出展者のブース

#### <出展商品の種類>

- ○真鍮等の素材を切削加工した線香立て
- ○和·洋包丁各種
- ○独創的なデザインのエポキシレジン製品 (線香立て、包丁立て等)
- ○和晒を素材にしたバッグ、注染技法を施したアロハシャツ、団扇等
- ○畳の縁を使用した伝統的な柄の包丁ケース
- ・共同出展ブースとして一体感を出すため、出展者ごとの間仕切りは設けない(写真1参照)。
- ・各出展者のブースで商談を行えるように、隣のブースとの間にスペースを設けること。
- ・刃物の陳列什器は、刃物を水平や垂直に配置し、商品の顔が正面を向くようにすること (一部を可動または回転式什器等により省スペース化することも可とする。)。
- 各出展者の不平等感が出ないように配慮すること。
- ・注染・和晒の陳列什器は、様々な大きさの商品に適用できるよう、什器の配置や大きさを 工夫して設計すること。
- ・契約締結後、直ちに各出展者と打合せを行い、商品内容や展示方法にかかる要望についても柔軟に対応すること。
- ・提出する図面等には、各出展者の名を使って配置を明確にすること。

## (イ) 堺キッチンの PR コーナー (写真 2 参照)

- ・堺キッチンの PR のため、製品の展示及び動画を映すコーナーを設置すること。その際、 動画を映すためのモニターを設置すること(動画データは当センターが用意する)。
- ・堺キッチンの PR パネルを作成し、設置すること (パネルに記載する内容、写真等のデータは当センターから提供する)。

<参考: 堺キッチン>

https://sakai-kitchen.jp/

## (2) グラフィック制作

#### ①原稿

- ・受注者はグラフィック製作及び必要な原稿の作成及びその入手を行う。
- ・写真等に係る版権所有先の調査及び借用の交渉手続きは受注者が行う。
- ・受注者が図表、写真等の版権使用の交渉手続きを行う際に、当センターの文書が必要な際は当センターと協議する。
- ・文章は当センターが関連資料を支給する場合もある。但し、受注者にてリライトを行い、 文字数、用語や文体、ルビ等の統一を行うこと。
- ・当センターより支給をうけたもの及び版権使用手続きにより借用した写真原稿は、原則として、デュープ又はインターネガを作成し、原本は速やかに返却し返却確認の記録を整備する。

## ②グラフィック構成図

- ・グラフィック構成図はグラフィック要素をデータ入力し、当センターと協議した寸法で作成する。
- ・校正はカラー出力紙で行い、当センターの承諾を得るまで何度でも行う。

#### ③出力用データ

- ・校正用につくられたグラフィック構成図の画像データは、色調整を行い、仕上がり寸法に 応じた解像度の出力用データに加工する。
- ・出力用データは、枠線をトンボに変換、出力機に合わせた書体(又はアウトライン化)や カラーモードに加工する。
- ・イラスト原稿(原画)や写真原稿(フィルム、紙焼)は当センターと協議した解像度でスキャンニングし出力機の解像度についても同様とする。

#### ④ペーパー伸ばし

・拡大率の大きいものは、仕上がり原寸サイズの部分見本を作製し当センターの承諾を得る。

#### ⑤出力紙の加工

・出力紙の加工は、出力されたプリントが完全に乾燥した後、アデムコラミネート、UV ラミネート、ケミカルラミネート、ポリマウント、メタルマウントなど出力紙、展示位置、効果を考慮し適した方法で当センターと協議のうえ加工する。

#### ⑥経師

- ・しわ、気泡が発生しないように、プリント素材に応じ貼り付ける。
- ・接着剤のホルムアルデヒドの放射量はF☆☆☆☆とする。

#### ⑦その他

・上記の工程の中で当センターの承認を受けること。

- ※当センターは、制作目的物の完成に向けて内容の助言を行う。
- ※グラフィックとは、主題や項目を文章、図表(地図、グラフを含む)、イラストレーション、写真などで説明することの総称をいう。

## (3)搬入・設営・撤収について

- ①ギフトショー出展者マニュアルを順守し、資材搬入・小間装飾作業、機械類(照明等)の 調整、小間装飾撤去作業・資材搬出ブースの解体・撤収作業を行うこと。
- ②現地での搬入時の備品等の増減についても可能な限りで対応すること。ただし、費用が追加発生する場合はその都度連絡すること。
- ③製作計画書、施工図、工程表、色見本・サンプル材を提出し、当センターの承認を受ける こと。特に、色調・材質に関しては、詳細に打合わせをすること。
  - (合板ベニヤ、カーテン、じゅうたん、カーペット、幕類、紙類などは、防災性能を有する こと。また、防炎ラベルの縫い付け・貼り付けを行うこと。)
- ④設営に関し、破損、毀損等のおそれがある場合は、適切な方法にて養生を行うこと。
- ⑤設営及び撤収の終了後は、整理・清掃を行い、ゴミ・廃棄物等は受注者の責任で処分する こと。

# (4) 過去の出展ブースの写真(参考)





# 写真2(堺キッチンブース)





## 8. 提出書類

- (1) 設計図 (1部)
- (2)業務計画書 (1部)
- (3)業務報告書 (1部)
- (4) 完成図
  - ・原設計の修正版及び施工図をもって完成図とする。業務完成後に電子データで提出すること。
  - ・グラフィック等のデータについても完成図とともに電子データで提出すること。
- (5) 工事写真
  - ・進捗状況等の記録写真として上記業務報告書に添付すること。記録写真は(150万)画素以上のデジタルカメラデータにて出力したものとする。
- (6) その他当センターが指示するもの

# 9. 留意事項

- (1)一般的事項
  - ・本業務は、契約書・仕様書・質問回答書に基づき履行するものとする。
  - ・具体的な計画内容及び作業スケジュール等を当センターと協議したうえで決定し、工程表 を提出すること
  - ・本業務に関し、現場の収まり、取り合い、電気配線等の要素により、仕様書などによる判断が困難又は不都合な場合は当センターと協議すること。
  - ・受注者は、業務履行期間に限らず業務履行期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について厳守すること。
  - ・本業務仕様書に定めのない事項については、当センターと協議するものとする。